

一般社団法人 日本臨床試験学会 代議員選任規則

令和 7 年 9 月 12 日施行

第 1 条（目的）

一般社団法人日本臨床試験学会（以下「本法人」という）は、定款第 5 条および選挙管理委員会規定に基づき代議員選任規則を定める。

第 2 条（選挙管理委員会）

選挙管理委員会（以下「委員会」という）は代議員選任に関する事項を管理する。委員は代議員選挙の公正かつ円滑な実施を図る。

第 3 条（選挙人）

選挙人名簿作成時点の個人正会員は、選挙権を有する。

第 4 条（被選挙権者）

第 3 条に該当する個人正会員であって、立候補の時点において定款所定の要件を満たす者は、被選挙権を有する。

第 5 条（選挙の告示）

選挙日は委員会で決定し、本法人ホームページおよびその他の方法で次の事項を告示する。

- (1) 選挙日（または投票期間の最終日）
- (2) 立候補の最終届出期日
- (3) 応募要項の詳細
- (4) その他必要と認める事項

第 6 条（名簿の発行）

選挙人及び被選挙権者名簿は委員会が作成し、選挙人に配布する。

第 7 条（立候補の手続、立候補者名簿等）

立候補しようとする者は、第 5 条第 2 項の最終届出期日までに、委員会所定の様式をもって届出を行う。委員会は、立候補者が第 4 条に定める適格な被選挙権者であることを確認のうえ、立候補者名簿を作成する。

2 委員会は、選挙日（または投票期間の開始日）の 10 日前までに選挙人に立候補者名簿を通知する。

第8条（投票）

代議員候補者の数が、定款第5条に定めた数の範囲内であるときには、すべての立候補者を当選人とする。

選挙人は立候補者名簿より代議員を選び、委員会が定める投票方法に従い投票する。

2 投票は無記名投票とする。

3 選挙人は、第5条に定めた選挙日（または投票期間の最終日）までに投票を完了する。

第9条（開票）

開票は第5条で定めた選挙日（または投票期間の最終日）までに到達した有効票について行う。

2 開票作業は委員会が行う。

第10条（当選人）

投票を行う場合には、20人までの人数を連記する方法により投票を行い、得票数の多い順に定款で定めた代議員数の最大数までを当選人とする。

2 得票数が同数で順位が決定できない場合は、委員会が抽選を行い、当選人を決定する。

第11条（代議員の任命）

委員会は当選人のリストを理事会に報告する。

2 当選人が辞退した場合または、任期中に辞任した場合は、次点の者を繰り上げて当選人とする。

3 当選人は、理事会の承認を経て代議員として任命され、次の社員総会で報告される。定款記載の通り、代議員として任命された者が本法人の社員となる。

4 代議員の任期は定款の記載に従う。ただし、初回選挙については、定款および本規則の記載にかかわらず、選挙時期及び任期につき理事会において定めることができる。

5 選任された代議員の氏名は、本法人のホームページその他の方法で公表する。また、一般社団法人である本法人の社員として社員名簿に掲載する。なお、社員名簿は、一般社団法人法に基づき備え置き文書の対象となる。

6 任期中に代議員が辞任その他の理由により職務を遂行できない状況となった場合で、残りの代議員数が定款で定める最小数を下回ったときは、理事会が前回の選挙における次点の者を繰り上げ、残任期間を担う代議員として任命する。次点者の人数が不足し、定款で定める代議員の最小数を補えない場合は、補欠選挙を行う。その場合であっても、残任期間が1年未満であるときは、以下の臨時措置を適用する。

1. 残りの代議員数が、定款に定める最小数よりさらに10人以上下回る場合には、補欠選挙を行う。

2. 上記に該当しない場合には、補欠選挙を実施せず、そのまま残任期間満了まで代議員の職務を継続することを許容する。

7 補欠選挙が必要となった場合には、選挙管理委員会がその手続きを理事会に提案し、理事会の承認を経て実施する。

第12条（補則）

本規定の改廃は、委員会の議決を経て理事会の承認を得る。

附則

本規則は、令和7年9月12日から施行する。